

安土やすらぎの郷へ入所申込みされる方へ

入所の申込にあたり、下記のことにご注意ください。

1. 入所の申込は、ご本人の意思に基づき申請をしてください。申込書などの記入が困難な場合はご家族や担当ケアマネージャー等が代筆・代行申請できます。ご本人の意思が確認できない場合は、成年後見制度の活用を検討してください。
2. 安土やすらぎの郷は、特別養護老人ホームです。退所の期限を決めずに生活していただく場となりますので、入所時に住民票を移動してください。(強制ではありません)
入所時に、契約を締結することになります。なお、現金および預貯金等の管理はできません。また、医療施設ではありませんので、夜間の医療行為はできませんのでご注意ください。
3. 入所の決定は、「入所ガイドライン」に基づいて行います。このため、申込みの早い・遅いに関わらず介護の必要性や緊急性の高い方が優先して入所できるようになっています。詳しくは、入所ガイドラインをお読みください。(滋賀県のホームページに掲載しています)
4. 入所申込には下記の①～③の書類が必要です。
 - ① 特別養護老人ホーム入所申込(変更届出)書
 - ・介護保険被保険者証の写しが必要です。
 - ・3ヶ月以内に在宅のサービス(デイサービスやホームヘルパーなど)を利用されている方は、最近3ヶ月間のサービス利用票(2枚目の別表も必要)の写しを添付してください。
 - ② 入所申込者調査票(両面)
 - ③ 健康診断書の写し
 - 1年以内の診断書をお持ちであれば添付してください。(様式は問いません)なお、入所決定時には、改めて提出いただきます。
5. 入所申込には有効期限があります。
 - ①の申込書は、介護保険の認定有効期間がそのまま申込書の有効期限となります。要介護認定の更新(変更)後も入所申込を継続される方は、書類を再提出してください。
6. 何らかの理由により、入所申込みが不要になった場合は、お手数ですが取下げの連絡をいただきますようお願いいたします。

その他、詳細については下記の担当者までお問い合わせください。

問合せ先

〒521-1311

滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4141

特別養護老人ホーム 安土やすらぎの郷

TEL 0748-57-3333

FAX 0748-57-3334

担当 相談員 中川